

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5以上 ・資格要件：介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者等
	サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じて1人以上 ・管理者の兼務及び常勤換算も可 ・資格要件：介護福祉士、実務者研修終了者等
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可
設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。